

運営規程	1. 介護報酬に係る費用(利用者負担1割分または2割分または3割分)1日につき									
	項目	区分	要介護状態区分	体制等	介護報酬		利用者負担額			
					単位	金額(10割)	1割	2割	3割	
第7条 第2・3項	種別:介護福祉施設サービス(介護福祉施設) 1日につき									
	① 基本	I型(従来型個室)	要介護1	夜間勤務体制基準型	589 単位	6,314 円	( 632 円 )	( 1,263 円 )	( 1,895 円 )	
			要介護2		659 単位	7,064 円	( 707 円 )	( 1,413 円 )	( 2,120 円 )	
			要介護3		732 単位	7,847 円	( 785 円 )	( 1,570 円 )	( 2,355 円 )	
			要介護4		802 単位	8,597 円	( 860 円 )	( 1,720 円 )	( 2,580 円 )	
			要介護5		871 単位	9,337 円	( 934 円 )	( 1,868 円 )	( 2,802 円 )	
		II型(多床室)	要介護1	夜間勤務体制基準型	589 単位	6,314 円	( 632 円 )	( 1,263 円 )	( 1,895 円 )	
			要介護2		659 単位	7,064 円	( 707 円 )	( 1,413 円 )	( 2,120 円 )	
			要介護3		732 単位	7,847 円	( 785 円 )	( 1,570 円 )	( 2,355 円 )	
			要介護4		802 単位	8,597 円	( 860 円 )	( 1,720 円 )	( 2,580 円 )	
			要介護5		871 単位	9,337 円	( 934 円 )	( 1,868 円 )	( 2,802 円 )	
	② 加算	日常生活継続支援加算	前年の新規入所者総数のうち要介護4~5の占める割合が70%以上	1日につき	36 単位	385 円	( 39 円 )	( 77 円 )	( 116 円 )	
		夜勤職員配置加算Ⅲ(口)	人員基準+1名以上の培養吸引等の実施ができる介護職員を配置	1日につき	16 単位	171 円	( 18 円 )	( 35 円 )	( 52 円 )	
		看護体制加算Ⅰ	看護師配置加算	1日につき	4 単位	42 円	( 5 円 )	( 9 円 )	( 13 円 )	
		精神科医療費指導加算	月2回以上行われている場合	1日につき	5 単位	53 円	( 6 円 )	( 11 円 )	( 16 円 )	
		外泊時費用	月6日を限度	1日につき	246 単位	2,637 円	( 264 円 )	( 528 円 )	( 792 円 )	
		初期加算	入所から30日以内の期間	1日につき	30 単位	321 円	( 33 円 )	( 65 円 )	( 97 円 )	
		安全対策体制加算	研修を受けた担当者が配置され組織的に安全対策を実施する体制が整備されている	入所初日のみ	20 単位	214 円	( 22 円 )	( 43 円 )	( 65 円 )	
		退所時相談援助加算	退所前後訪問相談援助加算		1回につき	460 単位	4,931 円	( 494 円 )	( 987 円 )	( 1,480 円 )
			退所時相談援助加算		1回に限り	400 単位	4,286 円	( 429 円 )	( 858 円 )	( 1,287 円 )
退所前連携加算				1回に限り	500 単位	5,360 円	( 536 円 )	( 1,072 円 )	( 1,608 円 )	
経口移行加算	対象者のみ(180日を限度)	1日につき	28 単位	300 円	( 30 円 )	( 60 円 )	( 90 円 )			
褥瘡マネジメント加算 ※併算不可	(Ⅰ)	入所時の評価を厚労省に提出後、定期的なモニタリングと計画の策定、それに沿ったケアの展開	1か月につき	3 単位	32 円	( 4 円 )	( 7 円 )	( 10 円 )		
	(Ⅱ)	(Ⅰ)を実施した結果、褥瘡の発生がないこと	1か月につき	13 単位	139 円	( 14 円 )	( 28 円 )	( 42 円 )		
排泄支援加算 ※併算不可	(Ⅰ)	入所時の評価を厚労省に提出後、定期的なモニタリングと計画の策定、それに沿ったケアの展開	1か月につき	10 単位	107 円	( 11 円 )	( 22 円 )	( 33 円 )		
	(Ⅱ)	(Ⅰ)を実施した結果、排泄・排便のいずれかが改善し、悪化がない。又はおむつ使用が中止できる	1か月につき	15 単位	160 円	( 16 円 )	( 32 円 )	( 48 円 )		
	(Ⅲ)	(Ⅰ)を実施した結果、排泄・排便のいずれかが改善し、悪化がない。且つおむつ使用が中止できる	1か月につき	20 単位	214 円	( 22 円 )	( 43 円 )	( 65 円 )		
療養食加算	対象者のみ(180日を限度)		1日につき	28 単位	300 円	( 30 円 )	( 60 円 )	( 90 円 )		
	*3回分			18 単位	192 円	( 20 円 )	( 39 円 )	( 58 円 )		
看取り介護加算	対象者のみ(死亡日前45日~31日以下)		1日につき	72 単位	771 円	( 78 円 )	( 155 円 )	( 232 円 )		
	対象者のみ(死亡日前4日~30日以下)		1日につき	144 単位	1,543 円	( 155 円 )	( 309 円 )	( 463 円 )		
	対象者のみ(死亡日前2日または3日)		1日につき	680 単位	7,289 円	( 729 円 )	( 1,458 円 )	( 2,187 円 )		
	対象者のみ(死亡日)		1日につき	1280 単位	13,721 円	( 1,373 円 )	( 2,745 円 )	( 4,117 円 )		
若年性認知症入所者受入加算	対象者のみ		1日につき	120 単位	1,286 円	( 129 円 )	( 258 円 )	( 386 円 )		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	前年度と比較して、旧ベースアップ等加算相当の加算額の3分の2以上の新たな基本給等の改善(月給の引き上げ)を行う。 Ⅰ介護職員について、職位、職責又は職務内容に応じた任用等の要件を定め、それらに応じた賃金体系を整備する。 Ⅱ介護職員の質の向上の目標や具体的な計画を策定し、a研修機会の提供、技術指導等、又はb資格取得の支援(ソフト調整、休暇の付与、費用の援助等)を実施する。 Ⅲ介護職員について、a経験に応じて昇給する仕組み、b資格に応じて昇給する仕組み、c一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みのいずれかを整備する。 Ⅳ賃金改定後の賃金見込み額440万円以上又は月額8万円以上の賃金改善が1人以上(経験・技能のある介護職員)。 Ⅴサービス提供体制加算ⅠまたはⅡを算定する。 6つの区分ごとそれぞれ1つ以上の取り組みをする。	1ヶ月につき	1ヶ月の総単位数×10.72円×14.0%の1割分または2割分または3割分							
利用者負担の計算方法	①②の計算による1ヶ月のサービス合計単位数×10.72円(川崎市の地域加算)－9割分または8割分または7割分(小数点以下切捨て) ＝利用者負担(1割分または2割分または3割分) ただし、金額は小数点以下切捨てなので、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。									

運 営 規 程	2. その他の費用(利用者負担10割)																								
	居住費 1日につき	従来型個室(室料+光熱水費相当)	1,300円																						
		多床室(室料+光熱水費相当)	1,110円																						
食費 1日につき	(食材料費+調理費相当)	1,800円																							
第 7 条	ただし、居住費および食費について、利用者負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している食費および居住費の負担限度額(次表)となります。																								
第 4 項	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">利用者負担</th> <th colspan="2">居 住 費</th> <th rowspan="2">食 費</th> </tr> <tr> <th>個 室</th> <th>多 床 室</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 段 階</td> <td>380円</td> <td>0円</td> <td>300円</td> </tr> <tr> <td>第 2 段 階</td> <td>480円</td> <td>430円</td> <td>390円</td> </tr> <tr> <td>第 3 段 階(1)</td> <td>880円</td> <td>430円</td> <td>650円</td> </tr> <tr> <td>第 3 段 階(2)</td> <td>880円</td> <td>430円</td> <td>1,360円</td> </tr> </tbody> </table>			利用者負担	居 住 費		食 費	個 室	多 床 室	第 1 段 階	380円	0円	300円	第 2 段 階	480円	430円	390円	第 3 段 階(1)	880円	430円	650円	第 3 段 階(2)	880円	430円	1,360円
利用者負担	居 住 費		食 費																						
	個 室	多 床 室																							
第 1 段 階	380円	0円	300円																						
第 2 段 階	480円	430円	390円																						
第 3 段 階(1)	880円	430円	650円																						
第 3 段 階(2)	880円	430円	1,360円																						
関 係	教養娯楽費(希望により参加するクラブに係る材料代等)		実 費																						
	健康管理費(利用者の希望により実施するインフルエンザ予防接種代等)		実 費(予防接種 5,000円位)																						
	預かり金品管理費(希望する場合)1ヶ月につき		2,000円																						
	私物洗濯代(クリーニング代)		実 費(市場価格相当額)																						
	理美容代(希望する場合)1回につき		1,400円位																						
	日用品費(身の回り品について施設での提供を希望する場合)																								
★ 個別提供を選択する場合																									
・歯磨き粉(1本)		100円																							
・歯ブラシ(1本)		200円																							
・洗顔・手洗用石鹸(1個)		100円																							
・ティッシュペーパー、ウエットティッシュ(1箱)		ペーパー100円、ウエット400円																							
・タオル各種(1枚)		250円																							
・綿棒(50本入り)		150円																							
★ 上記によらず、常時提供を選択する場合 1日につき		80円																							
* 内訳(歯磨き粉、歯ブラシ、洗顔・手洗用石鹸、ティッシュペーパー、ウエットティッシュ、タオル各種、綿棒)																									
* 施設での提供を希望しない場合、身の回り品はご持参願います。																									
3. 介護保険運営基準外の費用(利用者負担10割分)																									
趣味・嗜好品、外注食・喫茶室の飲食代		実 費(喫茶代100~500円位)																							
希望者を対象にした行事に係る費用		実 費																							
個人の希望で遠方の病院等へ通院する際の送迎に要する費用		実 費(公共交通機関相当額)																							
* おむつ代、日常生活上最低限必要な日用品費は介護報酬に係る費用に含まれる。																									